

# 森 林 簿 の 見 方 (森林クラウド対応版) (交付申請者向け)

## 目 次

		(森林簿の見方)
1 P	1	計画区・市町村
	2	林班・準林班・小班・枝番・樹種番号
	3	大字・字・地番
2 P	4	所有形態
	5	所有者（在不在・林地所有者・立木所有者・実質管理者・住所）
3 P	6	森林の種類
	7	小班面積
	8	林種
	9	施業区分
	10	層区分
	11	樹種
	12	面積歩合
	13	樹種面積
	14	林齢
	15	齢級
	16	樹冠疎密
	17	平均樹高
	18	材積
4 P	19	成長量
	20	地位
	21	林道からの距離
	22	傾斜
	23	伐採方法
	24	更新方法
	25	公益的機能別区分
5 P	26	施業方法
	27	経営計画
	28	分収林
	29	施業履歴（直近）
	30	独自項目

# 森林簿の見方

## 1 計画区・市町村

(1) 各計画区名、各市町村名が表示される。

例) 阿武隈川 福島市

## 2 林班・準林班・小班・枝番・樹種番号

### (1) 林班

システムの制約上、「林班」については地区（旧市町村）の情報を含めて4桁で表現している。このため、地区（旧市町村）のある市町村とそうでない市町村ではこの表示が異なる。

地区（旧市町村）のある市町村は、林班番号の先頭にアルファベットが追加され、残りがゼロ埋め3桁で表示される。なお、アルファベットはこれまでの地区（旧市町村）順にAから割り振っている。

例) 福島市の地区”福島”の1林班 → 「A001」

一方で、地区（旧市町村）のない市町村は、林班はゼロ埋めなしで表示される。

例) 川俣町10林班 → 「10」

### (2) 準林班

準林班は、本県における使用はないが、森林クラウドの性質上入力が必要な項目のため、一律で「イ」を設定している。

### (3) 小班

林班内の1地番毎又は、林相区分がある場合にはその林相区分毎に付けられた番号。

小班番号は、林班毎に連続で付す。小班番号は固定され、追加があった場合は末尾の小班番号から順次追加される。また、削除があった場合は番号に飛びが生じる。

### (4) 枝番

小班の枝番であり、システムの入力に際して発生する。

一つの地番を分割して作られた小班には順に「1」「2」と表示される。分割のない小班については「0」が表示される。

### (5) 樹種番号

小班の森林現況に応じて「1～3」の数字が表示される。

例) 森林現況（樹種）が一つするとき：1と表示された1行が表示

森林現況（樹種）が二つ以上（混交林）のとき：1と表示された行と2と表示された行の2段で表示される。

## 3 大字・字・地番

### (1) 大字・字

大字は、「地区」がある市町村については「地区+大字」で表示される。

例) 福島市立子山 → 福島立子山

字は、該当する字名が表示される。

### (2) 地番（地番区分）

地番1（上段）が地番元番、地番2（下段）が地番枝番で表示される。

個人情報に該当するため、個人情報なしの申請の場合は空欄となる。

#### 4 所有形態

森林（立木）の所有形態を示している。

「森林計画コード表」の区分名で表示される。

※下記のコードについては、括弧内の記載に注意すること。

都道府県（県有林、県行造林、水源林、県民の森、県立学校）

市町村（市町村有林、市町村立学校林等）

森林組合（施設森林組合、生産森林組合を含む）

学 校（私立学校）

公 社（（公社）ふくしま緑の森づくり公社との分収造林）

そ の 他（青年会、婦人会、消防団、老人クラブ等の任意団体）

公 団（旧緑資源機構との分収造林）

（現在の（国研）森林総合研究所森林整備センター。緑資源公団と記載されている場合もあり）

※ 官行造林、部分林は対象外である。

#### 5 所有者

##### （1）在不在

森林（立木）所有者の在村・不在村を示す。在村の場合は「在村」、不在村のうち都道府県内の場合は「不内」、都道府県外の場合は「不外」と表示される。また、不明の場合は「不明」と表示される。

##### （2）林地所有者

林地所有者名（旧システムにおける「土地所有者」）について、カナが上段、漢字が下段に表示される。

また、共有者がいる場合、林地所有者欄に「（代表者名） 外〇〇名」と表示される。

漢字とカタカナで表示されるが、片方しか記載がない場合もある。

個人情報に該当するため、個人情報なしの申請の場合は空欄となる。

##### （3）立木所有者

立木所有者名（旧システムにおける「森林所有者」）について、カナが上段、漢字が下段に表示される。

また、共有者がいる場合、立木所有者欄に「（代表者名） 外〇〇名」と表示される。

漢字とカタカナで表示されるが、片方しか記載がない場合もある。

個人情報に該当するため、個人情報なしの申請の場合は空欄となる。

##### （4）実質管理者

実質管理者名（旧システムにおける「森林所有者」）について、カナが上段、漢字が下段に表示される。

また、共有者がいる場合、実質管理者欄に「（代表者名） 外〇〇名」と表示される。

漢字とカタカナで表示されるが、片方しか記載がない場合もある。

個人情報に該当するため、個人情報なしの申請の場合は空欄となる。

##### （5）住所

林地所有者（立木所有者、実質管理者）の住所が表示される。

## 6 森林の種類

「森林計画コード表」の「森林の種類」が表示される。  
該当する森林の種類が複数ある場合には、3種類までその名称が表示される。

例) 普通林のみ 「普通林」

水源かん養保安林と保健保安林の兼種 「水かん」・「保健」

「その他」の詳細は30(2)独自項目2を参照

## 7 小班面積

該当する小班の面積が0.01～999.99haで表示される。

「樹種番号」が2以上の場合も、「樹種番号」が1の時と同じ小班面積が表示される。

## 8 林種

「森林計画コード表」の「林種」が頭文字のアルファベットで表示される。

例) 人工林「J」、天然林「T」、伐採跡地「A」

## 9 施業区分

「森林計画コード表」の「施業方法」がアルファベットで表示される。

例) 育成単層林「S」、育成複層林「P」、天然生林「N」

## 10 層区分

上層木であれば「上」、下層木であれば「下」が表示される。

それ以外の場合は空欄となる。

## 11 樹種

「森林計画コード表」の「樹種」がカタカナで表示される。

## 12 面積歩合

小班面積と樹種面積の案分割合が表示される。

例) 小班面積＝樹種面積であれば「100」

## 13 樹種面積

小班に該当する樹種の面積が表示される。

## 14 林齢

(1) 立木地の場合、林齢が1～999年生ままで表示される。

(異齢林の場合は平均林例をもって表示される)

(2) 未立木地等の場合は現状となつてからの経過年数が表示される。

## 15 齢級

林齢を5年毎で案分した齢級が表示される。

## 16 樹冠疎密

「森林計画コード表」の「樹冠疎密度」の区分が表示される。

## 17 平均樹高

小班に該当する樹種の樹高が表示される。

## 18 材積 (m<sup>3</sup>)

h a 当たり材積×面積×樹冠疎密度で算出し、表示される。h a 当たりの材積は林

分材積表による。

(1 齡級の場合は、材積が算出されないので表示されない)

※竹については、ha 当り束数×面積で算出している。ha 当たりの束数は800となっている。

## 19 成長量 (m<sup>3</sup>)

総材積×当該年度成長率 (林分材積表) で算出し、表示される。

(1 齡級の場合は、総材積が算出されないので表示されない)

## 20 地位

林地の材積生産力を示す等級 (地位級) を以下の区分で表示している。

上・・・「1」、中・・・「2」、下・・・「3」、上の上・・・「4」と林班単位に表示される。(浜通り、中通り (郡山湖南を除く) のスギについては上の上「4」が存在するが成長量は上「1」と同じ)

## 21 林道からの距離

木材搬出に対する位置の有利性を示す地利を、樹種に関係なくその林班の中心から林道までの距離について、林班単位で「森林計画コード表」の「小班地利」について表示される。

例) 500m未満「0」、500m以上1000m未満「500」、1000m以降は1000m刻みで3000mまで表示される。

## 22 傾斜

「森林計画コード表」の「小班傾斜」が5°刻みで0～45の値が表示される。

## 23 伐採方法

「森林計画コード表」の伐採方法の区分がアルファベットで表示される。

例) 皆伐「K」、択伐「T」、禁伐「N」、その他「O」

## 24 更新方法

「森林計画コード表」の更新方法の区分がアルファベットで表示される。

例) 新植「S」、天然下種「T」、ぼう芽「B」、更新困難地「K」

## 25 公益的機能別区分

市町村森林整備計画で定められた公益的機能別施業森林等を下記の区分に該当がある場合は「1」、該当がない場合は「0」が表示される。

- (1) 水源涵養機能維持増進森林……………帳票表示「水かん」  
(水源の涵養の機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林)
- (2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林……………帳票表示「防災土保」  
(土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)
- (3) 快適環境形成機能維持増進森林……………帳票表示「快適環境」  
(快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)
- (4) 保健機能維持増進森林……………帳票表示「保健文化」  
(保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)
- (5) 木材等生産機能維持増進森林……………帳票表示「木材生産」  
(木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)
- (6) その他……………詳細は30(4)独自項目4参照

## 26 施業方法

「森林計画コード表」の「公益的機能別施業方法森林等施業方法」の区分がアルファベットで表示される。

- 例) 伐期延長・・・伐期延長森林「S」  
長伐期施業森林「T」  
複層林・・・複層林施業森林（択伐以外）「K」  
複層林施業森林（択伐）「H」  
特定広葉樹・・・特定広葉樹育成森林「M」

## 27 経営計画

「森林計画コード表」の「森林経営計画（認定権者）」の区分が表示される。

- 例) 市町村認定・・・市町村長  
都道府県知事認定・・・知事  
農林水産大臣認定・・・大臣  
無・・・無  
不明・・・不明

## 28 分収林

「森林計画コード表」の「分収林」区分が表示される。

- 例) 分収造林・・・分造  
分収育林・・・分育

## 29 施業履歴（直近）

施業履歴管理機能を使用して入力した施業履歴を森林簿と連携した際に表示される項目。（※現時点での表示はなし）

- 例) 伐採種・・・間伐（切捨）「切捨間」等の伐採種が表示される。  
伐採年・・・伐採を実施した年度が和暦表示される。  
保育種・・・「下刈」等の保育種が表示される。  
保育年・・・保育を実施した年度が和暦表示される。

## 30 独自項目

標準森林簿には項目がないが、事業の実施等に必要な項目を表現している項目。

- (1) 独自項目1：旧システムで表示していた林相区分  
同一地番で林況等が異なる場合、「イ、ロ、ハ・・・」で表示される。  
「・・・ヒ、モ、セ、ス」と最後まで一巡すると「AI、Aロ、Aハ・・・」で表示される。
- (2) 独自項目2：森林の種類  
上記項目6では表現しきれない以下を表示している。  
例) 「32：地すべり防止法によるぼた山防止地区」  
「33：急傾斜地崩壊地区」  
「72：風致地区」
- (3) 独自項目3：森林の機能  
森林の機能は、木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の5区分で構成されている。  
このうち木材等生産機能・水源かん養機能・生活環境保全機能は基本的に林班単位で指定される。  
機能の評価を機能の分類の順に左詰め5ケタで表示。

例) 「1 1 1 2 2」

木材等生産・水源かん養・山地災害防止機能が高い、生活環境保全・保健文化機能が低い森林である。

①機能の分類

ア 木材等生産機能

木材等生産森林で生産される資源を培養する機能。

イ 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能。

ウ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能。

エ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。

オ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全形成する等の機能。

②機能の評価

機能区分	評価（高い）	評価（低い）
木材等生産機能	コード「1」・「2」	コード「3」
水源かん養機能	コード「1」	コード「2」
山地災害防止機能	コード「1」	コード「2」
生活環境保全機能	コード「1」	コード「2」
保健文化機能	コード「1」	コード「2」

※森林の機能別調査要領で言う外的基準：高い→1、中位→2、低い→3

(4) 独自項目4：市町村森林整備計画における市町村独自ゾーニング

市町村森林整備計画で市町村が独自に定めた25公益的機能別施業森林を下記の区分により表示。

①その他の公益的機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（大玉村のみ）

帳票表示「他」

②千年の森（古殿町のみ）

帳票表示「千」

③展望の森（古殿町のみ）

帳票表示「展」

④天しぼの森（古殿町のみ）

帳票表示「天」

⑤野生鳥獣害被害防止森林（国見町のみ）

帳票表示「鳥」

- (5) 独自項目5：樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林地域森林計画において該当がある場合は「1」を表示。

# 森林計画コード表

令和3年3月

## 4 所有形態

コード	区分	コード	区分
01	都道府県	11	公社
02	市町村	12	森林総研
03	他公有	13	財産区
04	個人	14	その他
05	共有	15	集落
06	会社	51	境界未確定地
07	社寺	52	団体
08	森林組合	53	入会
09	学校	54	公団
10	任意団体	99	不明

## 5 (1) 在不在

コード	区分	備考
1	在村	在村
2	不内	不在村-都道府県内
3	不外	不在村-都道府県外
4	不明	不明

## 6 森林の種類

コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分
01	普通林	11	水かん	30	保安施設	41	国立公特	70	原生自然保
		12	土流防備	31	砂防指定地	42	国立公1	71	鳥獣保護特
		13	土崩防備			43	国立公2	72	都計風致
		14	飛砂防備			44	国立公3	73	特別母樹林
		15	防風			45	国立公未	74	史跡名勝
		16	水害防備			46	国立公普	75	自環保全特
		17	潮害防備			51	国定公特	76	自環保全普
		18	干害防備			52	国定公1	77	県自環保持
		19	防雪			53	国定公2	78	県自環保普
		20	防霧			54	国定公3	79	緑地保全
		21	雪崩防止			55	国定公未	80	生息保護管理
		22	落石防止			56	国定公普	81	生息保護監視
		23	防火			61	県立自公1	82	その他
		24	魚つき			62	県立自公2		
		25	航行目標			63	県立自公3		
		26	保健			64	県立自公未		
		27	風致			65	県立自公普		

## 8 林種

コード	区分	備考
1	J	人工林
2	T	天然林
3	A	伐採跡地
4	M	未流木地
5	B	竹林
6	K K	更新困難地
7	H T	崩壊禿しゃ地
8	G N	岩石地
9	J Y	除地
10	S S	採草地
20	G E	原野
21	S C	湿地
22	H B	放牧地
23	S R	採石地
24	S D	採土地
99	T A	その他

## 9 施業区分

コード	区分	備考
1	S	育成単層林
2	P	育成複層林
3	N	天然生林

## 10 層区分

コード	区分	備考
1	上	上層木
2	下	下層木

## 11 樹種

コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分
01	スギ	11	エゾマツ	21	プナ	31	ホオノキ
02	ヒノキ	12	アカエゾ	22	カン	32	カエデ
03	サワラ	13	マキ	23	クリ	33	キハダ
04	アカマツ	14	イチイ	24	クスギ	34	シナノキ
05	クロマツ	15	イチョウ	25	ナラ	35	センノキ
06	ヒバ	16	外来針	26	ウルシ	36	キリ
07	カラマツ	17	その他針	27	ハンノキ	37	外来広
08	モミ			28	ニレ	38	その他広
09	トドマツ			29	ケヤキ	40	タケ
10	ツガ			30	カツラ		

## 16 樹冠疎密

コード	区分
1	疎
2	密
3	中

## 20 地位

コード	区分	備考
1	1	上
2	2	中
3	3	下
4	4	上の上

## 21 林道からの距離 (小班地利)

区分	備考
0	500m未満
500	500~1000m
1000	1000~2000m
2000	2000~3000m
3000	3000m~

## 22 傾斜

入力値	区分
0	5° 未満
5	5° ~10°
10	10° ~15°
15	15° ~20°
20	20° ~25°
25	25° ~30°
30	30° ~35°
35	35° ~40°
40	40° ~45°
45	45° 以上

## 23 伐採方法

コード	区分	備考
1	K	皆伐
2	T	択伐
3	N	禁伐
4	O	その他

## 24 更新方法

コード	区分	備考
1	S	新植
2	T	天然下種
3	B	ぼう芽
4	K	更新困難地

## 26 施業方法

コード	区分	備考
1	S	伐期延長森林
2	T	長伐期施業森林
3	K	複層林施業森林 (択伐以外)
4	H	複層林施業森林 (択伐)
5	M	特定広葉樹育成森林

## 28 分収林

コード	区分	備考
1	分造	分収造林
2	分育	分収育林

## 27 経営計画

コード	区分	備考
1	市町村	市町村長認定
2	知事	都道府県知事認定
3	大臣	農林水産大臣認定
8	無	無
9	不明	不明

## 30 独自項目2 (森林の種類)

コード	区分
32	地すべり防止法によるばた山防止地区
33	急傾斜地崩壊地区
72	風致地区

## 30 独自項目3 (森林の機能)

コード	区分	備考
1		高い
2	木材等生産機能	中位
3		低い
1	水源かん養機能	高い
2		低い
1	山地災害防止機能	高い
2		低い
1	生活環境保全機能	高い
2		低い
1	保健文化機能	高い
2		低い

## 30 独自項目4 (市町村独自ゾーニング)

表示	区分	備考
他	その他公益的機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	大王村のみ
千	千年の森	古殿町のみ
展	展望の森	古殿町のみ
天	天しぼの森	古殿町のみ
鳥	野生鳥獣被害防止森林	国見町のみ

福島県市町村地区コード表

令和3年3月現在

コード	市町村	コード	市町村	コード	市町村	コード	地区等
市 部		市 部		西白河郡 (県南)		森林計画区	
201	1 福島市 福島 2 (県北) 松川 3 信夫 4 吾妻 5 飯野	212	1 南相馬市 原町 2 (相双(旧原町)) 鹿島 3 小高	461	0 西郷村	31	磐城
				464	0 泉崎村	32	阿武隈川
				465	0 中島村	33	会津
				466	0 矢吹町	34	奥久慈
202	1 会津若松市 会津若松 2 (会津(会津若松)) 河東	213	1 伊達市 伊達 2 (県北) 梁川 3 保原 4 霊山 5 月	東白川 (県南)		農林事務所	
				481	0 棚倉町	1	県北
				482	0 矢祭町	2	県中
				483	0 塙町	3	県南
				484	0 鮫川村	4	会津(旧喜多方)
						5	会津(旧会津若松)
						6	南会津
						7	相双(旧原町)
						8	相双(旧調)
						9	いわき
203	1 郡山市 郡山 2 (県中) 積丹 3 三穂田 4 逢瀬 5 片平 6 喜久田 7 日和田 8 富久山 9 湖南海 10 西田 11 中田 12 田村	214	1 本宮市 本宮 2 (県北) 白沢	石川郡 (県中)			
				伊達郡 (県北)			
		301	0 桑折町	501	0 石川町		
		303	0 国見町	502	0 玉川村		
		308	0 川俣町	503	0 平田村		
				504	0 浅川町		
				505	0 古殿町		
				田村郡 (県中)			
204	1 いわき市 平磐 2 (いわき) 常磐 3 小名浜 4 内郷 5 勿来 6 遠野 7 田人 8 小間 9 好川 10 三和 11 四倉 12 川前 13 久之浜 14 大久	322	0 大玉村	521	0 三春町		
				522	0 小野町		
				双葉郡 (相双(旧調))			
		342	0 鏡石町	541	0 広野町		
		344	0 天栄村	542	0 檜葉町		
				543	0 富岡町		
				544	0 川内村		
				545	0 大熊町		
				546	0 双葉町		
				547	0 浪江町		
				548	0 葛尾村		
		362	0 下郷町				
		364	0 桧枝岐村				
		367	0 只見町				
		368	1 南会津町 田島 2 館岩 3 伊南 4 南郷	相馬郡 (相双(旧調))			
205	1 白河市 白河 2 (県南) 表郷 3 東 4 大信			561	0 新地町		
				564	0 飯館村		
				森林計画区と農林事務所の関連			
				磐城森林計画区			
				○相双・いわき			
				阿武隈川森林計画区			
				○県北・県中・県南 (白河市と西白河郡)			
				会津森林計画区			
				○会津・南会津			
				奥久慈森林計画区			
				○県南 (東白河郡)			
207	1 須賀川市 須賀川 2 (県中) 長沼 3 岩瀬	402	0 北塩原村	※市町村コードは、「地方公共団体コード」による。ただし、地区は、森林計画課にて作成した。 ※広域流域コード及び森林計画区コードは、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱の運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知)の附録第4号「森林簿及びその他必要な図面の作成要領」による。 ※農林事務所コードは、地方振興局順に則って、森林計画課にて作成した。			
		405	0 西会津町				
208	1 喜多方市 喜多方 2 (会津(旧喜多方)) 熱塩加前 3 塩川 4 山都 5 高郷	407	0 磐梯町				
		408	0 猪苗代町				
209	0 相馬市 (相双(旧原町))	421	0 会津坂下町				
		423	0 柳津町				
210	1 二本松市 二本松 2 (県北) 安達 3 岩代 4 東和	大沼郡 (会津(旧会津若松))					
		444	0 三島町				
		445	0 金山町				
		446	0 昭和村				
211	1 田村市 滝根 2 (県中) 大越 3 都路 4 常葉 5 船引	447	1 会津美里町 会津高田 2 会津本郷 3 新鶴				

森林簿の見方との対応表

森 林 簿 (例)																														調査 2020/4/1																																																																																																																																	
計画区	市町村	林班	林班	小枝	扶番	樹種番号	大字	字	地番		所有者										森林の種類										公益的機能別区分					施業方法					施業履歴(直近)					独自項目																																																																																																																	
									1	2	林地所有者か		住所		立木所有者か		住所		管理実施者か		住所		1	2	3	小班面積 ha	林種	階区分	樹種	面積歩合	樹種面積 ha	林齢	樹冠疎密	平均樹高 m	成長量	地位	林道からの距離	伐採方法	更新方法	水かん	防災土保	快適環境	保健文化	木材生産	その他	伐期延長	特定広葉樹	経営計画	分収林	伐採種	伐採年	保育種	保育年	1	2	3	4	5																																																																																																					
									林地所有者漢字	住所	立木所有者漢字	住所	管理実施者漢字	住所	4	5	4	5	6	7	8	9	10	11	12																													13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																																																								
1											5(1)	5(2)	5(5)	5(3)	5(5)	5(4)	5(5)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)																							
阿武隈川	福島市	A140	イ	40	0	1	福島立字山	〇〇			5	都道府県	福島県	福島市	林班番号	林班	小枝	扶番	樹種番号	大字	字	地番	所有者	林地所有者漢字	住所	立木所有者漢字	住所	管理実施者漢字	住所	森林の種類	小班面積 ha	林種	階区分	樹種	面積歩合	樹種面積 ha	林齢	樹冠疎密	平均樹高 m	成長量	地位	林道からの距離	伐採方法	更新方法	水かん	防災土保	快適環境	保健文化	木材生産	その他	伐期延長	特定広葉樹	経営計画	分収林	伐採種	伐採年	保育種	保育年	独自項目	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)

森林簿は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。